

[事案 2024-160] 疾病入院給付金等支払請求

・令和8年1月1日 和解成立

<事案の概要>

約款に定める免責事由に該当することを理由に、疾病入院給付金等が支払われなかったことを不服として、疾病入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年4月から76日間、急性薬物中毒・意識障害・誤嚥性肺炎により入院したため、令和2年11月に契約した組立型保険にもとづき疾病入院給付金等を請求したところ、本入院は契約者・被保険者の「故意または重大な過失」もしくは、被保険者の「精神障害を原因とする事故」によるものであり、約款に定める免責事由に該当するとして、疾病入院給付金等が支払われなかった。しかし、以下の理由により、疾病入院給付金等を支払ってほしい。

- (1) 保険会社は、目撃者がいない状況で、自分が洗剤を飲んだとする推測にもとづいて自分の「故意または重大な過失」によるものと判断している。水などと誤飲した可能性等が全く考慮されていない。
- (2) 認知症を精神障害と位置付けているが、認知症と誤嚥との間の因果関係が明らかではない。
- (3) 他の2社の保険会社では支払相当と判断されている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本入院は、界面活性剤の誤飲を原因とした急性薬物中毒等によるものである。申立人は認知症に罹患していたが、1年くらい前から投薬は中止されており、一人で生活していたもので、通常の判断能力はあったものと考えられる。したがって、界面活性剤の誤飲は、申立人の「重大な過失」によるものである。
- (2) 仮に、認知症により事故時に通常の判断能力がなかった場合には、免責事由の「被保険者の精神障害を原因とする事故」に該当する。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため事情聴取は行わなかった。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 医師作成の回答書において、申立人の自殺の可能性は否定されており、故意に洗剤を摂取したことを示すような事情はないため、本件の原因が申立人の「故意」によるものとは認められない。
- (2) 専門医によれば、洗剤等の誤飲は寝ぼけや脱水による水分欲求、視覚的誤認などによることもあり得るとしており、重大な過失によらずに申立人が洗剤を誤って摂取した可能性も否定できないため、申立人の「故意または重大な過失」によるものとは認められない。

- (3) 裁定審査会が意見を求めた専門医によれば、偶発的状況によるものか、認知症を原因とするものであるか、医学的な判断は困難であり、「精神障害を原因とする事故」であると医学的に断定するための明確な根拠は乏しく、むしろ偶発的な生活上の事故（不慮の事故）としての側面が疑われるという旨の意見であり、申立人の精神的な障害を原因とする事故によるものとは認められない。